

令和 7 年度青森県狩猟免許等取得促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 県は、県内における有害鳥獣捕獲の従事者の確保を図るため、狩猟免許試験事前講習会及び猟銃等取扱講習会の受講並びに猟銃等の取得に要する経費について、狩猟免許の取得を希望する者及び狩猟免許を取得した者に対し、令和 7 年度予算の範囲内において、令和 7 年度青森県狩猟免許等取得促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和 45 年 3 月青森県規則第 10 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表 1 のとおりとする。

(補助対象者)

第 3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は別表 1 に定めるほか、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 申請時点で日本国籍を有し、かつ、青森県内に住所を有する者。
- (2) 一般社団法人青森県猟友会、一般社団法人新自由狩猟クラブ又はその他知事が認める団体（以下「狩猟者団体」という。）の会員である者又は会員となることを確約する者。
- (3) 狩猟者団体が青森県内で行う有害鳥獣捕獲に従事している者又は従事することを確約する者。
- (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）（以下「法」という。）等関係法令の違反等不適切な行為を行わないことを確約する者。

(申請書等)

第 4 規則第 3 条第 1 項の申請書は、第 1 号様式によるものとする。

2 補助対象経費について、補助対象経費に係る特定財源がある場合は、必要な申請手続きを完了させた後、別表 1 に掲げる補助金の額ただし書きに記載の金額により、令和 7 年度青森県狩猟免許等取得促進事業費補助金交付申請書を提出すること。

3 規則第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、別表 2 のとおりとする。

(補助金の交付の条件)

第 5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第 5 条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 青森県内で実施される有害鳥獣捕獲に従事すること。

- (2) 補助事業によって取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (3) 補助事業によって取得した財産について財産管理台帳（第5号様式）その他関係書類を第10に規定する期間整備保管すること。
- (4) 規則第19条本文の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合において、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (5) 上記（1）から（4）に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。
- (6) 交付条件に違反した場合、又は違反することとなった場合は、速やかに知事へ報告し、その指示を仰ぐこと。
- (7) 住所や氏名を変更した場合は、第6号様式により、速やかに知事へ提出すること。

（申請の取下げの期日）

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。

（補助金の請求）

第8 補助金の請求は、補助金の額の確定の通知の受理後、補助金請求書兼実績報告書（第7号様式）を速やかに知事に提出して行うものとする。

2 前項の補助金請求書兼実績報告書に添付しなければならない書類は、別表2の提出書類のうち第4の交付申請の際に添付する書類から変更があったものとする。

（処分の制限を受ける財産）

第9 規則第19条第4号及び第5号の規定により、財産の処分の制限を受ける財産は、補助事業により取得した財産とする。

（処分の制限を受ける期間）

第10 規則第19条ただし書きの規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表 1 (第 2、3、4 関係)

補助対象経費	補助対象者	補助金の額
(1) 狩猟免許試験事前講習会受講料	(1) 令和 7 年度に狩猟免許試験事前講習会を受講し、法第 39 条に定める狩猟免許試験を受験した者。	(1) 左記補助対象経費の実支出額から左記補助対象経費に係る特定財源を除いた額と 8,520 円を比較していずれか低い額以内の額とする。
(2) 猟銃等取扱講習会(初心者講習)受講料	(2) 令和 7 年度に実施した法第 39 条に定める狩猟免許試験に合格した者のうち、第 1 種銃猟免許を取得し、銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条に定める猟銃の所持許可を取得するために必要な猟銃等取扱講習会(初心者講習)を受講し、当該講習における修了証明書の交付を受けた者。	(2) 左記補助対象経費の実支出額から左記補助対象経費に係る特定財源を除いた額と 6,900 円を比較していずれか低い額以内の額とする。
(3) 猟銃等取得経費 以下の①～⑥の取得に要する経費(ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。) ① 猟銃(散弾銃) ② ガンロッカー ③ 洗い矢 ④ 銃カバー ⑤ 銃ケース ⑥ 猟銃用スリング	(3) 令和 7 年度に実施した法第 39 条に定める狩猟免許試験に合格した者のうち、第 1 種銃猟免許を取得し、(2)の講習会における修了証明書の交付を受け、初めて猟銃(散弾銃)を取得するために銃砲店から購入した者(既に空気銃を所持している者を除く。)であり、銃の所持許可証取得時点の年齢が満 59 歳以下の者。	(3) 左記補助対象経費の実支出額からその他特定財源を除いた額に 2 分の 1 を乗じた額(算出された額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)と 100 千円を比較していずれか低い額以内の額とする。

別表 2（第 4、8 関係）

補助対象経費	提出書類
共通	①狩猟者団体の会員であることを証する書類又は入会確約書（第 2 号様式） ②有害鳥獣捕獲の従事者証又は市町村等からの委任状の写し、若しくは従事確約書（第 3 号様式） ③振込口座等申出書（第 4 号様式） ④補助対象経費に係る特定財源がある場合は、その内容がわかる資料
(1) 狩猟免許試験事前講習会受講料	①狩猟免許試験事前講習会受講料を支出したことを証する書類の写し（領収書の写し等）
(2) 猟銃等取扱講習会（初心者講習）受講料	①猟銃等取扱講習会修了証明書の写し ②猟銃等取扱講習会（初心者講習）受講料を支出したことを証する書類の写し（領収書の写し等）
(3) 猟銃等取得経費	①銃の所持許可証の写し ②別表 1 に定める補助対象経費を支出したことを証する書類の写し（領収書の写し等）